

・隣地斜線制限

隣地斜線制限は、隣地敷地に建つ建築物相互の採光、通風、プライバシー等に支障がないように、一定の角度内に建築物を収めることを目的としています。隣地斜線制限では、建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離によって建築物の高さを制限しています。

今回の見直しで、用途指定のない地域において具体的には、建築物の高さ20mを越える部分から1.25/1で立ち上がる斜線(=隣地斜線)によって、建築物の高さを制限します。建築物の20m越える部分で隣地境界線からセットバックした最小距離分(下図のAの距離)を、敷地境界線の反対側に移動させることができます。

隣地斜線制限のイメージ

